

○西洋史概観

内藤 智秀著

著者がこの新著一本を本會に寄贈されし厚意に對して先づ深甚の謝意を表しなければならぬ。精讀もせず紹介するの非禮を謝し、素讀後の所感一二を記して紹介したい。

本書は菊版七九頁、もとより古代より今に至る西洋史の概説であるが、本書の特色は左の諸點にあるのではなからうか。

第一、古代と中世との境界をクリスト教發生期としたこと、隨つてローマ帝政及ゲルマーニ社會の歴史は、それがクリスト教の發展に關與する限りに於て、著者の西洋史の上に現はれて來て居ることである。第二、中世と近世との境をフランス大革命としたこと。第三には、これは本書が概説書としては、その最も特色として誇るべき點と思惟するが、フランス大革命以後とする近世史に對して本書の大半を割き、事象に就いては許す限り詳細に、時間的には著者の擱筆する今に至る迄を論述せることである。

第一の特色に就いてみるに、ローマ帝政をそれ自體に於て説かずむしろ中世的社會構成の一素材として觀ることは西洋史概観の一觀照として興味あるものと思ふ。併し、古代に對立する中世文化要素としてクリスト教のみを強調することは正しいであらうか。筆者は、更にゲルマーニ文化要素との關聯が強調されるべきを思ふのである。ローマーニ・ゲルマーニ風社會の成立が云はれなければ中世社會の眞の歴史的理解は不可能ではなからう

か。本書にも觸れられて居る封建制度の成立も、前の理解なしには結局その眞相を掴み得ない筈である。

第二の特色に就いてみるに、精神としての神を見た中世に對し、人間と世界とを發見したルネサンスに於て、近代精神の濫觴を觀ることは蓋し西洋史を學ぶ者の常識である。十九世紀以後は社會的人間の發見の時代であると言はれる如く、フランス大革命以後の時代を新しい時代精神に指導されて居るとして區別することは可能であつても、著者の如くルネサンスや宗教改革を中世的事實として理解することは不可能ではなからうか。通常の思考法に隨はれなかつた著者には何らかの理由ありしこと、思ふ。ではルネサンス及びフランス大革命敍説に當つてか、點に關する意義づけが顧みられなかつたのは何故であらうか。第三の特色に就いては、深く敬意を表するにとゞめたい。

尙、紀元後十四年のアウグスツスの死が前十四年とされた(一七三頁)のは誤植であらうか。紀元前四六年ケザルの曆改正をのべ各月の名稱をラテン名によつて舉示されたことは親切であるが、實際上に Quintilis が Julius となつたのは紀元前四四年初頭マルクス・アントーニウス提出法案が通過して以後のことではなかつたか。又 Sextilis が Augustus に改名されたのは紀元前八年ではなかつたか。殊に(九月以後十二月に至る月の名稱はラテン語の第九乃至第十二と云ふ數字を以て表したのである)(一六九—一七〇頁)とは餘りにも不注意な誤謬ではなかつたか。これではゲザルの曆改正が全く知られて居ないと云

はればならないであらう。一々の誤謬を詮索するが如き愚行はやめればならないが、大家なればなる程層一層の慎重さのあることが望ましい。害益共に影響する所が大であるからである。筆者は本書の古代及中世の部分に潜む闇が、本書の誇とすべき近世史の光輝にもその隠影を及ぼさざるかを怖れる者である。(四圓五十錢、教育研究會發行)〔井上〕

○明治史研究

渡邊幾治郎著

近時明治史研究に對する關心の昂まり來れる事は誠に目覺しいばかりであるが、今また元臨時帝室編修官渡邊幾治郎氏の新著明治史研究が公刊された事を喜びとするのである。本書は著者が過去數年公務の餘暇發表された論講を補綴集輯されたもので、篇を分つこと四、政治篇、人物篇、社會編、雜篇等、その各々に數個の論說を包轄せしめて順序よく排列されてゐる。而してその隨所に、多年明治史研究に従事され常に新らしき史料に接する機會を持たれた關係上、從來の誤傳を訂正し、疑問を解消すべき多くの研究が見出される。

就中我々は第一の政治篇、第二の人物篇の諸論に委曲を盡して描かれてゐる。明治時代の政治的大立物に關する記述に、本書の最も重要な部分があると思ふのである。

明治史に於て、殊にその政治的部門に於て、所謂維新の元勳と稱せられる如き、傑出せる個人、特異なる個人が、時代の動向に決定的な役割を果してゐるとは、從來一般に考へられて來

た事である。従つてそれら元勳たちの事蹟の研究は單にそれだけの傳記に終るものでなく、明治時代文化の理解に資する事大なりとされてゐる。

さて本書に於いては、大久保利通、岩倉具視、伊藤博文、大隈重信、山縣有朋等、この時代の政治的中樞をなす人物の事蹟を一々確實なる史料典據を提出して描寫しつゝ、その各章を一貫して明治政治史の展開を示してゐる。即ち太政官時代の藩閥の勢力が、立憲政體への推移の間に、殊に自由改進の二大政黨の進出が顯著となるに及んで、漸次動搖を來したのであるが、しかもかく舊藩閥勢力が動搖するに至つて、却つて官僚と政黨との明確なる對立を齎らすに至つた大勢が理解出來ると思ふ。

著者は本書の説述に當り所々に現今の我國の狀勢と思ひ合されてゐるが、かゝる點に就いてみても正しく現代に於ける好著たるを失はぬであらう。(菊判四一〇頁、定價參圓、東京藥浪書院發行)〔時野谷〕

○御觸書寬保集成

高柳 眞 三
石井 良 助 編

徳川幕府が隨時觸れ示したる所の條章、町方布令、其他の例規等を蒐錄編纂した觸書集成に就いては、池邊義象氏が其の「日本法制史書目解題」の中に天保集成の卷頭の要文を引いて

寬保中有徳公ノ命ヲ奉ジ、慶長廿年ヨリ寬保三年ニ至ル百二十九年間ノ觸書、凡ソ二千五百五十通ヲ以テ八十部五十卷集トス、俊明公ノ時延享元年ヨリ寶曆十年ニ至ル十七年間ノ